

広報

しようばら

4

2006/April
No.13

Shobara
SHOBARA The Public Information Magazine

“げんき”と“やすらぎ”のさとやま文化都市



今月の主な内容

- 平成18年度施政方針..... 2
- 市民の皆さんが満足できる行政経営に向けて... 6
- 県立広島大学と包括的連携・協力協定を締結... 7
- 市の組織を一部変更..... 8
- 介護保険料が変わりました..... 10
- 庄原市汚水処理構想を策定..... 12
- 地域からの挑戦を応援..... 14
- みんなでつくろう交通事故のない安全なまち... 15
- 保険証の切り替えはお済みですか..... 16
- 応援します！あなたの子育て..... 17
- 安心・安全な毎日のために..... 18
- ぐるり庄原カメラレポート..... 19
- お知らせ..... 22
- 発見！しようばら..... 28

きっと忘れない ともに輝いていた日々

(県立広島大学庄原キャンパスで卒業式 3月24日(金))

施政方針

平成18年度

Administrative policy

3月7日(火)に開催された市議会本会議において、滝口季彦市長は平成18年度の施政方針を述べました。



庄原市長 滝口 季彦



新市誕生から 2回目の春を迎えました。

輝く山々、澄んだ水、四季おりおりに彩りを変える豊かな自然は、何ものにも替えがたい本市の財産でございますが、時として大きな災害をもたらすことを、改めて痛感いたしました。

昨年末の予期せぬ豪雪は、死者3名、重軽傷者24名、740棟を越す住宅被害に加え、果樹や施設を含めた農業被害額は3億3千万円に及び、現在もなお、市内各地に大きな傷跡を残しております。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、負傷された皆様、被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い回復・復旧を願うものでございます。

さて、平成の大合併と称されました全国規模での市町村合併は、新合併特例法の施行に後押しをされる中で、今後も進展が予想されますが、県内においては予定された

再編が完了し、14市・9町の23市町で18年度を迎える状況でございます。とりわけ中山間自治体における合併目的や地域課題、厳しい社会環境は、本市を含めたこれら自治体は、あらゆる方策を検討・実践し、まさに「生き残り」をかけた挑戦を展開しなければ、その存続さえも危ぶまれる状況に至っていることを再認識しております。

また、小泉政権の改革路線も、最終章を迎えております。改革を否定するものではありませんが、日本の歴史を築き、基盤を支えてきた中山間地域を切り捨て、都市偏重の社会構造に転換しようとする改革は、国土の崩壊につながることを予感させ、今後の行方を危惧せずにはおられません。

近年、都市住民の地方に対するシンパシー、共鳴・共感が希薄になってきていることも気にかかります。

田舎があり、都市があり、相互に役割を担う中で国土が保全され、社会が成立していることを、国民が改めて認めなければならぬと思うものでございます。

経済の論理、強者の論理だけに国の行く末を委ねてし

まうのか。それとも共生の論理に基づく国づくりを構築するのか。この国の未来を決定づける歴史的選択が迫られていると申しても過言ではありません。

国勢調査が実施され、平成17年10月1日現在の人口は43,151人。5年前に比べ2,527人減少との速報値が公表されました。この人口減少は、一般財源の柱である地方交付税、2億3千万円程度の減額に結びつくだけでなく、地域活力に直接的な影響を及ぼす事項であり、本市の深刻な課題のひとつと受けとめております。

「なせばなる なさねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」。江戸時代、逼迫した財政難からついには破綻した米沢藩を、粘り強い努力で再生に導いた第9代藩主「上杉鷹山(ようざん)」の歌でございます。

過疎化の進行、基幹産業の衰退、危機的な財政状況など、現実には誠に厳しく、逆風や閉塞感から抜け出せない状況

でございますが、平成18年度の市政運営にあたっては、この歌を胸に刻み、何もしなければ何も変わらないことを改めて自覚するとともに、苦しい今こそ、「逃げない」「ごまかさない」「あきらめない」「強い意志をもって」「生まれたい人が誇りを持ち」「暮らす人がしあわせを感じ」「訪れる人が喜びを享受できる」「まちづくり」に取り組みでまいります。

また、私の市政運営をコメづくりに例えるならば、1年目は田を耕し、一部、早生(わせ)品種の種をまきました。新年度は、早生品種の発芽と合わせ、主力米の種をまき、本格的な春の農繁期がスタートするという心境でございます。

コメづくりが、知恵と経験を集約し、額に汗する農家の皆さんの努力によって営まれるように、「まちづくり」も、過疎化・少子化をはじめとする諸課題を克服するために、職員、議員、市民が一緒になって英知を結集し、共に汗を流す必要があることは

言うまでもございません。「コメができた」ではなく、共に「コメをつくる」という意欲と行動によって、花を咲かせ、多くの実を結ばせ、市民の皆様とともに収穫の喜びを分かち合いたいと強く願っております。

私は、昨年、広大な市域に存在する個性や財産を発展へ向けての可能性、魅力と捉え、それらの活用によって諸課題を克服し、「一体感の醸成」を図る中で、「一体的な発展」をめざすことを、庄原市の進むべき方向として掲げました。その実現に向けた4つの視点に関し、現状の報告並びに基本認識を申し述べさせていただきます。

第一に、新市建設 計画の着実、かつ、 円滑な推進であります。

この計画は、新市の総合的・効果的な建設を目的とし、「げんき」と「やすらぎ」のさとやま文化都市を将来像に掲げた「まちづくりの基本

計画」であります。

計画で示された建設事業のうち、平成21年度までの全域事業・地域事業に関しては、財政計画、公債費負担適正化計画に基づく財政状況を考慮するとともに、地域審議会のご意見もいただく中で、昨年11月に実施計画として整理いたしました。

掲載事業の実施・実現に向け、全力で取り組む考えに変わりはありませんが、本市を取り巻く財政環境は一段と厳しさを増し、財政計画の下方修正が必要となつていくことも事実として受けとめなければなりません。合併により経常経費の大幅な削減を図り、また図ろうとする中でこの現実、合併がなければ「身動きできない自治体」を生じていたことを意味するものであり、三位一体改革が自主財源の乏しい小規模自治体に対し、直接かつ冷淡に影響を及ぼしていることを痛切に感じております。

こうした中でも、平成18年度の普通建設事業は、総事業費ベースで実施計画の96%、新規・前倒し事業等を除く単

純比較でも91%を確保し、地域活力の増進に配慮した内容としております。

実施計画に掲げた事業の推進は、私の使命であり、自治体の持続的発展を維持することもまた、当然の責務でございます。今後の事業執行に当たっては、常に全体・未来を見据える中で適切な選択を導き、将来に夢と希望が持てる「さとやま文化都市」の建設に努めてまいります。

なお、本年12月を目標として、自治体の最上位計画に位置付く「長期総合計画」の策定に着手しております。策定後の市政運営においては、総合計画の内容に沿うことが基本となりますが、建設計画・総合計画とも市の進むべき道筋を示す重要な指針であり、相互に整合を図る必要があります。合併することなどを踏まえ、計画であることなどを踏まえ、基本理念、将来像等は、建設計画の趣旨を尊重することとして、鋭意、作業を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、里山環境を守り活用するふるさとを創造であります。

本市の将来像に掲げた「さとやま文化都市」とは、地域を育む豊かな自然と、この地に暮らした先人が共生する中で形成された「里山環境」に改めて目を向け、里山が育む知恵や資源を継承・活用することによって構築される、なつかしく、美しく、新しい「日本のふるさと」と捉えております。

50年ほど前、中国山地に抱かれたこの地では、8万人あまりの人々が暮らし、市街地は活気にあふれ、家族・近隣が助け合い、子どもたちは山や川、収穫の終わった田んぼを走り回り、まさに、日本のふるさとの原風景がございました。

しかし、高度経済成長をはじめとする社会変動の中で、人口が激減し、「お互いさま」と声をかけあった地域の関係が薄れ、また、遠目には美しい自然景観でさえも、雑木と風倒木が混在する裏山、雑

草が生い茂りイノシシに荒らされた田畑など、そこには心までも寂しさを覚える「ふるさと」の一面があることを否定することはできません。

なぜ、こうなったのか。どうすれば暮らしの中に「理想とするさとやま」を感じることができるとか。反省と挑戦を繰り返しながら、引き続き「新しいふるさと」の創造に努力してまいります。故ふる(き)を温(た)ず(ね)て新(あたら)しきを知る。まさに実現の鍵は、地域の歴史と資源の中に温存されていると確信しております。

基幹産業である農林業の再興、地域の資源と環境を活かした新産業興し、交流人口の獲得に留まらない観光産業化への展開など、経済効果の発生を明確な目標に掲げ、新しい発想や特別な仕組みも取り入れながら構想から実践への取り組みを進めてまいります。

完」は、かつての里山生活の中で実践されていた発想であり、私たちの潜在的な意識・意欲を呼び覚まし、ご理解もいただく中で各種の施策展開に努めてまいります。

最後に、行政経営改革の推進でございます。

現在、内部検討・審議会での議論を踏まえ「行政経営改革大綱」の策定に取り組んでおりますが、自治体経営の視点で「顧客志向」「成果志向」「マネージメント発想」という民間の経営理論・管理手法を導入し、顧客・納税者としての市民満足の向上、職員・市民の意識改革、市民との協働実践の推進、さらには行政評価システムへの展開も視野に入れた内容で整理することとしております。

具体的な例示としましては、150あまりの施設を対象とした指定管理者制度への移行により、管理経費の節減、サービスの向上、利用手続きの簡素化等を図るほか、合併効果として要請されてお

次に「協働」と「補完」のまちづくりの実践でございます。

協働は、「協力して働く」と書きます。行政と、個人・地域・団体・企業などを含めた市民が、理解・協力し合うだけでなく、お互いが汗を流し喜びを分かち合える「まちづくり」が求められております。

広大な市域の中で、すべての市民・世帯を対象とする自治振興区の実践活動は、地域・ふるさとに対する熱い想いを内外に伝え、まさに「協働するまち」の象徴として誇らしく存じており、加えて旧市町単位の連絡協議会、全市対象の連合協議会が設立されるなど、組織的な整備も進められております。

「さとやま文化都市」建設に向けた基礎・基盤の組織であることはいまでもなく、今後ますますの活動展開に大きな期待を寄せるものでございますが、リーダの育成や情報の共有化など、個別課題があることもお聞きしており、引き続き各方面での活動支援に留意したいと考えております。

えております。

また、法律の改正を契機として、市の公共施設を民間団体が管理する「指定管理者制度」が本格実施となります。従来の管理委託と異なり、使用許可、使用料の徴収など、権限の一部も含めて市民の皆さんに管理をお願いするものであり、「補完のまちづくり」という観点からも意義深い第一歩であると思っております。

「協働と補完」。難しい表現でございますが、その趣旨は「個人ができることは個人で、地域でできることは地域で、民間でできることは民間で行なうことを基本とし、行政が担うべきことを総合的に判断・実行すること」と理解しており、至極、当然といえ

ば当然の考え方であります。この、あたりまえの思想が、社会変動や住民ニーズの多様化など、時代の流れとともに「行政が担うことがあたりまえ」という感覚に変化した印象がございました。今、再び「求められるまちづくりの方針」として認知された「協働と補

ます職員の削減については、西城市民病院の技師職を除く本年4月の総職員数を650人に設定し、昨年4月との比較で17人(2.5%)、合併前の平成16年4月との比較で70人(9.7%)の減を見込んでおります。

加えて申し述べますと、行政運営は「最少の経費で最大の効果を得ること」が基本でございますが、本市の財政は、既に「厳しい環境」の域を超え、危機的状況に至っていることを再認識しております。

こうした中で必要なことは、「変わる」、「変える」という「変革」の意識であり、従来と同じ考え、同じ手法、同じ環境では、同じ結果しか得られません。若しくは同じ結果すら得られないことも覚悟しなければなりません。

確かに合併によって行政の枠組みや環境は大きく変わりました。しかし、交付税の削減をはじめ、国と地方の関係も変動しており、職員も市民も、まずは意識・考え方を要する必要があると、行政が行う事務事業は、「す

べきこと」「できること」「したいこと」に分類されますが、現行業務の抜本的な見直し・総点検に着手し、「行政が担うのがあたりまえ」ではなく、「行政がすべきこと」「市民・民間でできること」「市民・民間が担うことが効果的なこと」などを精査・検証する中で、官民の役割の明確化を図り、手法・経費等を含め、総合的な視点での業務の選択・判断をしてまいりたいと考えております。

(中略)

徐々にはございますが、市役所内部、市民生活の落ち着きとともに、一体感の醸成が図られつつあるように感じており、未来へ向かっている第二章が始まります。

閉塞感、沈滞感が漂う中で、ともすれば「夢」とか「理想」を語ることが、虚しさの象徴とされませんが、夢なき者に成功はございませんし、夢は必ず実現できるのです。仮に実現しないとするならば、それ

は「今一步のところであきらめてしまふ」からにほかなりません。

最後のもう一步というところで、多くの人が大抵、業ごう(ごう)の重みに負けてしまう。そのとき全力を振り絞って突き進んでいけば、必ず道は開けます。

実現できるという自信、実現しようという強い信念を携えた夢を持ちつづけ、私の政治信条のひとつでもあります、市民の誰もが自然な気持ちで「お互いさま」と言い合える「共に生きる、共生社会の実現」に向け、職員・市民の先頭に立って、常に前向きに挑戦してまいります。

施政方針の全文は、市ホームページへ掲載しています。

■ホームページアドレス
http://www.city.shobara.hiroshima.jp

市民の皆さんが満足 できる行政経営に向けて

3月2日(木)、第4回の行政経営改革審議会を開催しました。会議では、「生活交通確保体制の整備」「委託料の適正化」「行政評価システム構築」など、10の審議項目について基本方針(案)の提案・説明を行い、それぞれ審議が行われました。

【提案事項】

1 生活交通確保体制の整備について

現在の地域内バス等は、運行形態・料金体系(無料と有料)など、地域によって差異があります。また、通院者のみなど利用者が限定される場合があり、受益者負担の均一化を図るため料金等を統一して有料化し、利用者を限定しない方向で調整する旨の提案を行いました。委員からは「均一化の視点を明確化し、

方針どおり市民の利便性の向上を推進してもらいたい」などの意見が出されました。

2 委託料の適正化について

施設の管理・高齢者等の福祉サービス事業・測量設計など、平成17年度予算における市の委託料総額は、延べ1、234件で約32億円となっています。事業継続の適否、他の委託先の検討を含め、事務事業の総点検及び見直しを行い、経費の節減に努める旨の提案を行いました。「委託事業継続の適否の検討が重要」「入札参加業者の増加等、委託料の引き下げの努力を望む」などの意見が出されました。

付・提出書類が多い」という委員からの指摘を受けて、早急に所管課において申請手続き、処理及び提出書類等の状況を再点検し、課題整理を行うとともに、随時、簡素化・改善を図ることを確認しました。

4 財政健全化の推進について

三位一体改革に伴う地方交付税・国庫補助金の削減、及び市税の伸び悩み等によって、財源確保が困難な状況にあります。事務事業の抜本的見直し、職員の削減、廃止を含めた公の施設の総点検等の視点をもって、歳入の増歳の減に努め、財政の健全化を推進することとしています。

6 行政評価システムの構築について

行政の施策や事務事業について、「どれだけの金額でどれだけの量の事業を行ったか」ではなく、有効性・効率性・経済性など「成果」の視点で評価し、継続的な改善改革を図る旨の提案を行いました。委員からは「システム構築にとどまらず、市政に反映するよう推進してもらいたい」などの意見が出されました。

5 未利用財産の活用について

利活用の方向が明確でない未利用財産及び休校舎等の市有財産があり、一部は維持管理経費を要しています。施設の跡地利用については、その可能性を計画的に調査し、売却・貸付・交換等を含めた

7 事務事業施設管理等を除くの間接委託について

民間企業(団体を含む)等の活用による効果的な行政運営の推進について、事務事業の総点検を行い、行政と民間企業・地域・団体等の役割分担の明確化・最適

化を図る中で、事業の選定・効果額・委託先の基準を含めた基本方針を定め、民間委託を推進する旨の提案を行いました。委員からは「委託事業の選定に留意し推進してもらいたい」などの意見が出されました。

8 情報公開と情報提供の推進について

情報公開条例は制定されていますが、公開・提供すべき情報の基準や手法が明確となっていない。基準及び手法を検討し、正しい情報を速やかに発信することによって市民サービスの向上を図る旨の提案を行いました。委員からは「インターネットを活用した具体的・積極的な情報公開を望む」などの意見が出されました。

9 西城市民病院の健全経営について

● 公社・第三セクターの運営の見直しについて
西城市民病院については、経営診断等を実施し、経営課

10 意見聴取機会の拡大について

● 施策決定における市民の参画機会の拡大について
市民のニーズ・意見を的確に把握し、施策等に反映させるため、パブリックコメント制度の導入を図り、審議会・委員会の設置については、公募委員・女性委員の積極的な登用を図る旨の提案を行いました。委員からは「積極的な推進を望む」などの意見が出されました。

地域課題の解決に向けて 県立広島大学と包括的連携・協力協定を締結

市は、3月29日に県立広島大学と包括的連携・協力に関する協定を締結しました。

協定の締結は、市と県立広島大学がこれまで長年にわたり培ってきた信頼関係と実績を基盤に、相互の連携・協力関係をさらに強めることで、地域が抱える様々な課題の解決などに取り組み、地域社会の発展を目指すことを目的としています。

県立広島大学が、自治体と幅広い分野で連携・協力協定を締結するのは庄原市が初めてで、今後は、県内の他の自治体と順次協定締結を目指すこととされています。



赤岡学長(右)と滝口市長(左)が握手(3月29日(水)の協定書調印式)

● 主な協定の内容

締結した協定の主な連携・協力事項は次の5項目です。

- 地域のまちづくり、人づくりに関すること。
- 地域産業の振興と地域経済の発展に関すること。
- 地域の保健福祉の向上に関すること。
- 地域の教育、文化、生涯学習の推進に関すること。
- 地域の環境政策の推進に関すること。

● 地域の発展に向けて

県立広島大学は、庄原・広島・三原キャンパスの3キャンパスに合わせて4学部を持ち、幅広い分野・領域での知的・人的資源を有しています。

今後は、連携・協力事項を基本に相互の連携により、県立広島大学が持つ知的資源などを活かすことによって、市が抱える様々な地域課題の解決や市民サービスの向上に向けて取り組みを進めていきます。

■ 問い合わせ

企画課政策企画係 ☎0824-73-1114

【支所】

課の廃止

口和支所	口和教育課	廃止(支所へ教育総務課口和学校教育係・生涯学習課口和生涯学習係(兼務)を設置)
高野支所	高野教育課	廃止(支所へ教育総務課高野学校教育係・生涯学習課高野生涯学習係(兼務)を設置)
総領支所	総領教育課	廃止(支所へ教育総務課総領学校教育係・生涯学習課総領生涯学習係(兼務)を設置)

課・係の統合

西城支所	地域振興課	庶務係	地域振興課	自治振興係 ☎0824-82-2121
		自治振興係		産業振興係 ☎0824-82-2181
	市民課	農林振興係	市民課	市民生活係 ☎0824-82-2124
		商工観光係		戸籍住民係
保健福祉課	福祉係	保健福祉課	保健福祉係 ☎0824-82-2202	
	健康推進係			
東城支所	地域振興課	庶務係	地域振興課	自治振興係 ☎08477-2-5211
		自治振興係		市民生活係 ☎08477-2-5126
	市民課	市民生活係	市民課	管理係 ☎08477-2-5141
		戸籍住民係		教育係 ☎08477-2-5221
	建設課	管理係	建設課	
		国土調査係		
東城教育課	学校教育係	東城教育課		
口和支所	市民課	市民生活係	市民課	市民生活係 ☎0824-87-2112
		戸籍住民係		
保健福祉課	福祉係	保健福祉課	保健福祉係 ☎0824-87-2114	
	健康推進係			
高野支所	市民課	市民生活係	市民課	市民生活係 ☎0824-86-2115
		戸籍住民係		
保健福祉課	福祉係	保健福祉課	保健福祉係 ☎0824-86-2114	
	健康推進係			
比和支所	市民課	市民生活係	市民生活課	市民生活係 ☎0824-85-3001
		戸籍住民係		
保健福祉課	福祉係	保健福祉課	保健福祉係 ☎0824-85-3002	
	健康推進係			
総領支所	市民課	市民係	市民生活課	市民生活係 ☎0824-88-3063
		保健福祉係		保健福祉係 ☎0824-88-3110

係名称の変更

総領支所	地域振興課	庶務係	自治振興係
		里山活力係	

市の組織を一部変更

市では、職員数を削減するとともに、より簡素で効率的な行政運営を行うため、4月から組織の一部を変更しました。次の表を参考に、所管の事務や連絡先などをご確認ください。



【本庁】

- 総務部へ主幹(課長級)・専門員(係長級)を新たに配置(工事成績評定に関する事務ほか)
- 地域振興部へ主幹(課長級)・専門員(係長級)を新たに配置(新産業の創出に関する事務ほか)

係の分離

総務部	税務課	収納係	収納係 ☎0824-73-1145	市税・国民健康保険税・介護保険料等の現年度分の収納整理等に関する事務
			徴収対策係 ☎0824-73-1145	市税・国民健康保険税・介護保険料等の滞納繰越分の収納整理、滞納処分等に関する事務
市民生活部	保健医療課	健康推進係	健康推進係 ☎0824-72-7074	生活習慣病予防、健康審査、介護予防等に関する事務
			保健予防係 ☎0824-72-7074	母子保健、精神保健福祉、予防接種等に関する事務
環境建設部	環境衛生課	環境衛生係	環境衛生係 ☎0824-72-1398	公害防止対策、不法投棄、リサイクルプラザ等に関する事務
			環境政策係 ☎0824-72-1398	環境衛生・環境保全事業の企画・啓発、畜犬登録等に関する事務
教育委員会	生涯学習課	文化・スポーツ振興係	文化振興係 ☎0824-73-1189	文化活動、文化振興事業、文化財・埋蔵文化財等に関する事務
			スポーツ振興係 ☎0824-73-1196	生涯スポーツ、総合型地域スポーツクラブ等に関する事務

事務の移管

保育料、へき地保育所使用料の徴収に関する事務	総務部税務課収納係	市民生活部児童福祉課 児童福祉係
市営住宅使用料の徴収に関する事務	総務部税務課収納係	環境建設部都市整備課 管理係
民生委員・児童委員、成年後見制度に関する事務	市民生活部社会福祉課 生活福祉係	市民生活部社会福祉課 高齢者福祉係
家族介護支援事業に関する事務	市民生活部社会福祉課 介護保険係	市民生活部社会福祉課 高齢者福祉係

平成18年4月から 介護保険料が変わりました

市では、高齢化・少子化が進む中で、活力ある高齢化社会の実現と全ての市民が満足感をもっていきいきと暮らせるまちづくりをめざし、「第三期高齢者保険福祉計画（介護保険事業計画）」（平成18年度～20年度）を策定しました。

計画では、4月から改正された介護保険制度に対応した新たなサービスの提供や、サービスのより一層の充実を図るため、介護保険料を次のとおり改定しました。

なお、東城地域にお住まいの方の介護保険料は、保険料の激変緩和措置として平成17年度に限り独自の保険料を賦課していましたが、18年度から保険料を統一します。

※平成18年度から、保険料率の段階が5段階から6段階になりました（低所得者の方に配慮し、これまでの第2段階を第2段階と第3段階に細分化）。

18年度からの介護保険料

保険料率段階	対象者	東城地域以外に住所を有する方の介護保険料		東城地域に住所を有する方の介護保険料	
		改定前	改定後	改定前	改定後
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	1,678円	1,703円	1,182円	1,703円
第2段階	市民税世帯非課税で、高齢者本人が年金収入80万円以下で年金以外に所得がない者等		1,703円		1,703円
第3段階	市民税世帯非課税で、第2段階に該当しない者	2,516円	2,554円	1,773円	2,554円
第4段階	市民税世帯課税で、高齢者本人が非課税の者	3,355円	3,405円	2,364円	3,405円
第5段階	市民税本人課税 (合計所得金額200万円未満)	4,194円	4,256円	2,955円	4,256円
第6段階	市民税本人課税 (合計所得金額200万円以上)	5,033円	5,107円	3,546円	5,107円

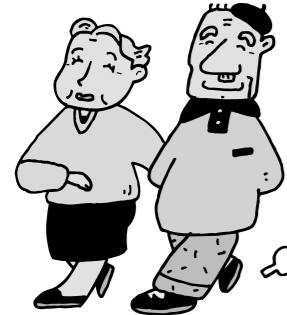
【税制改正に伴う保険料の激変緩和措置】

平成17年度税制改正により、「高齢者の非課税限度額」が廃止されたことにより、市民税世帯非課税の高齢者の方が市民税世帯課税になったり、市民税本人課税となるなど、保険料率の段階が二段階以上引上げられる方が生じます。

これらの方の保険料については、平成18・19年度の2年間、次のような激変緩和措置があります。

パンフレットを各戸配布します

4月からの介護保険制度の主な改正点や制度のしくみ、介護サービスの利用方法などを冊子にまとめた「介護保険のわかりやすい利用の手引き」を作成し、各戸配布します。ご覧ください。



区分	保険料(月額)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第4段階の保険料率が摘要される方で、第1段階からの激変緩和対象者	2,247円	2,826円	3,405円
第4段階の保険料率が摘要される方で、第2段階からの激変緩和対象者	2,247円	2,826円	3,405円
第4段階の保険料率が摘要される方で、第3段階からの激変緩和対象者	2,826円	3,099円	3,405円
第5段階の保険料率が摘要される方で、第1段階からの激変緩和対象者	2,554円	3,405円	4,256円
第5段階の保険料率が摘要される方で、第2段階からの激変緩和対象者	2,554円	3,405円	4,256円
第5段階の保険料率が摘要される方で、第3段階からの激変緩和対象者	3,099円	3,677円	4,256円
第5段階の保険料率が摘要される方で、第4段階からの激変緩和対象者	3,677円	3,950円	4,256円

■問い合わせ 社会福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

在宅高齢者 紙おむつ購入助成券を交付

市では、紙おむつを必要とする重度の要介護者を在宅で介護している同居家族などに対して、その経済的負担の軽減を図るため、在宅高齢者紙おむつ購入助成券を交付しています。

交付を受けるには申請が必要ですので、必要な方は申請をお願いします。

- 交付枚数 (1枚3,000円分)
申請月 交付枚数
① 4月～6月……………25枚
② 7月～9月……………20枚
③ 10月～12月……………15枚
④ 1月～3月……………10枚

※世帯の課税状況を把握するため、同居の判断は原則として住民票情報により行います。これにより、住所が同じでも住民票上で別世帯となっている場合は交付対象外となる場合があります。

※施設に入院・入所している間などは使用できません。使用の事実がわかった場合、助成額の一部または全額を返還していただきます。

- 申請に必要な書類 (各支所担当課にありません)
① 在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付申請書(居宅介護支援事業者等の確認印が必要です。)
② 印鑑

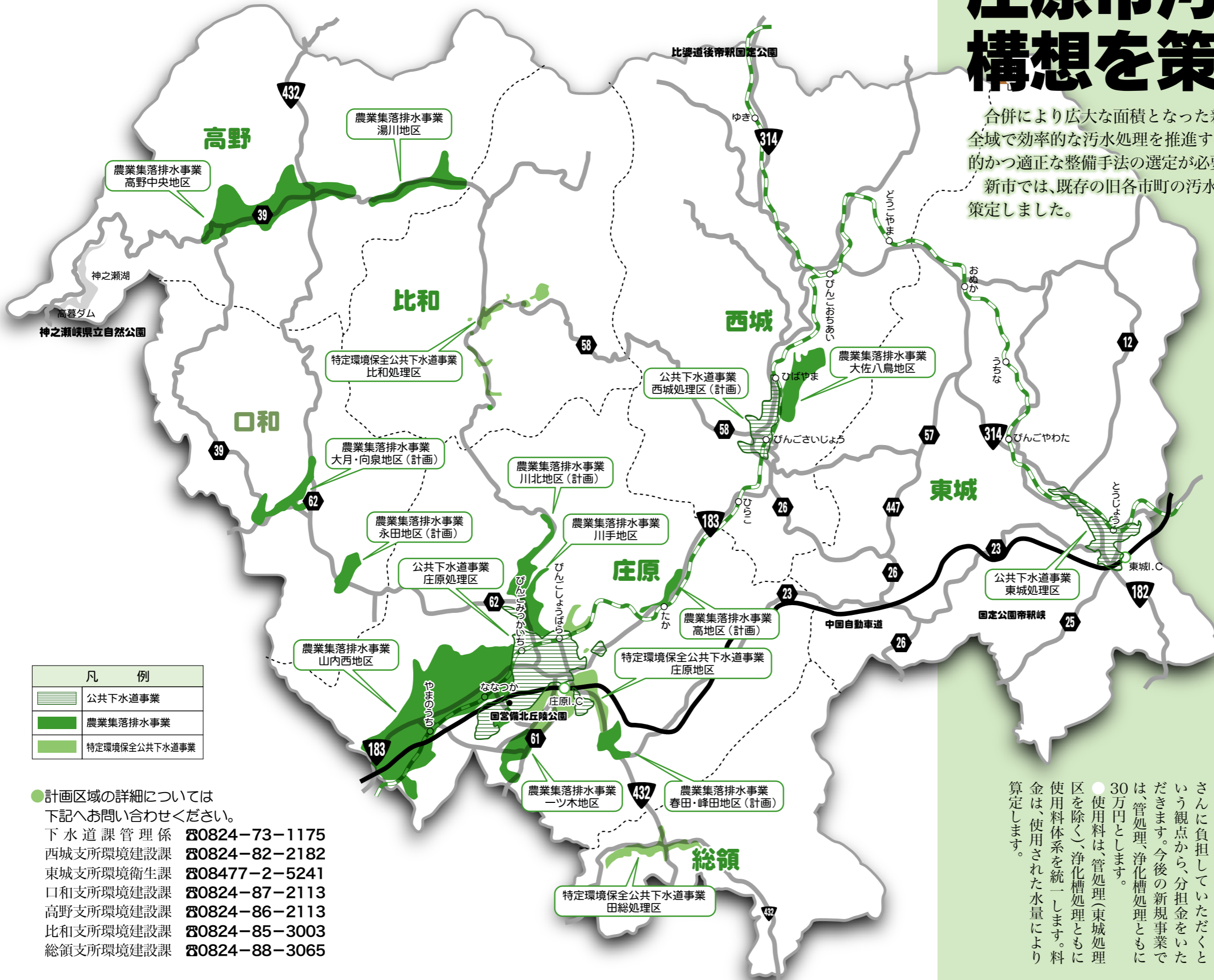
- 申請時期 随時
- 問い合わせ
社会福祉課介護保険係
☎0824-73-1167
西城支所保健福祉課
☎0824-821-2202
東城支所保健福祉課
☎08477-215131
口和支所保健福祉課
☎0824-871-2114
高野支所保健福祉課
☎0824-861-2114
比和支所市民生活課
☎0824-851-3002
総領支所市民生活課
☎0824-881-3110
- ★市内居宅介護支援事業所にも申請書があります。



庄原市污水处理構想を策定

合併により広大な面積となった新市には、市街地や農山村などが混在し、市全域で効率的な污水处理を推進するためには、污水处理の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法の選定が必要不可欠です。

新市では、既存の旧各市町の污水处理構想を見直し、新たに污水处理構想を策定しました。



污水处理の分類

市全域での視点から、区域の戸数規模と家屋過密度により、公共下水道事業、農業集落排水事業による集合処理区域と、浄化槽による個別処理区域に分類されます。

集合処理区域 (管処理区域)

個別処理(浄化槽)とトータ

ルコストで比較し区域を決定しました。市が設置・維持管理する処理施設へ宅内からの排水管をつなぎこみ、汚水を処理します。

● 管処理事業実施まで相当の期間を要する場合は、補助金による浄化槽整備でも対応します(庄原、口和、西城)。ただし、管処理が出来るようになった時点で、速やかに浄化槽からの切り替え工事をしていただきます。

個別処理区域 (浄化槽処理区域)

● 管処理区域以外の区域が全て個別処理区域となります。● 浄化槽用地の無償提供、電気・水道使用料の個人負担を前提に市が設置します。● 市が維持管理する浄化槽へ、宅内からの排水管をつなぎこみ汚水を処理します。

共通事項

● 工事費の一部を住民の皆さんに負担していただくという観点から、分担金をいただきます。今後の新規事業では、管処理、浄化槽処理ともに30万円とします。● 使用料は、管処理(東城処理区を除く)、浄化槽処理ともに使用料体系を統一します。料金は、使用された水量により算定します。

凡 例	
	公共下水道事業
	農業集落排水事業
	特定環境保全公共下水道事業

- 計画区域の詳細については下記へお問い合わせください。
- 下水道課管理係 ☎0824-73-1175
 - 西城支所環境建設課 ☎0824-82-2182
 - 東城支所環境衛生課 ☎08477-2-5241
 - 口和支所環境建設課 ☎0824-87-2113
 - 高野支所環境建設課 ☎0824-86-2113
 - 比和支所環境建設課 ☎0824-85-3003
 - 総領支所環境建設課 ☎0824-88-3065

地域づくりを応援

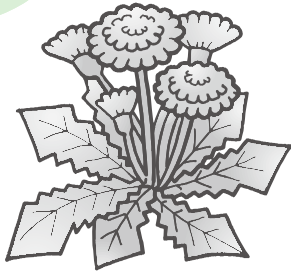
自治振興区活動促進補助金 地域ビジネス起業チャレンジ補助金

申請募集(5月末締切り)

市では、地域づくりを行う

自治振興区の活動支援と活性化を図るため、自治振興区の運営を支援する自治振興区振興交付金のほか、さらに発展的に自治振興区が取り組む事業に対して補助する「自治振興区活動促進補助金」、「地域ビジネス起業チャレンジ補助金」制度を設けています。

補助制度の内容等は、次のとおりとなっています。今年度申請を希望される自治振興区は申請期限までに申請をお願いいたします。



●補助制度の概要

(自治振興区活動促進補助金)

補助対象事業	自治振興区が地域の課題解決や夢の実現を図るため策定した地域振興計画にもとづき、地域づくり活動を促進する事業として実施する次のいずれかに該当する事業 教育文化事業、産業振興事業、保健福祉事業、生活環境整備事業、その他地域づくりの推進に必要な事業 ※対象外:他の補助制度の補助を受ける事業 政治活動、宗教活動 自治振興区の構成員に対する人件費・食糧費
補助率	対象事業費の5分の4以内
補助限度額	1事業につき300万円

(地域ビジネス起業チャレンジ補助金)

補助対象事業	自治振興区が自ら行うコミュニティ・アグリ・ビジネス(地域の人材や農林業資源を活用し、収益を目的とする地域密着型の生産・加工・販売及び農林業のサービス化などのビジネス事業活動)で、次に掲げる要件を満たす事業を起業するために充てられる経費 ①自らの創意工夫により収益を図ろうとする事業 ②活動を継続することで地域の活性化及び雇用の創出が期待できる事業 ③地域づくりの推進に貢献する事業 1事業は、2力年で実施することも可能です。この場合、全体事業を単年度毎に分けて、申請、実施及び精算が可能なのが条件となります。 ※対象外:他の補助制度の補助を受ける事業 政治活動、宗教活動
補助率	単年度毎に精算した対象経費の4分の3以内
補助限度額	1事業につき、通算で1,000万円

●申請期間

5月末まで

●補助決定までの流れ

申請された事業は、両制度とも審査会により、それぞれの審査項目に従って審査したうえで補助対象事業を決定します。

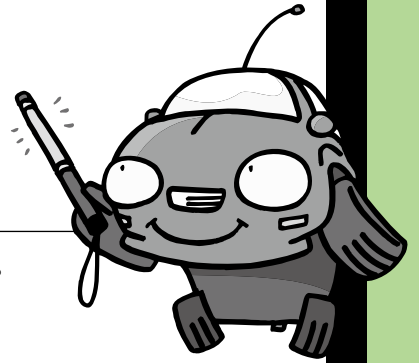
●その他

事業終了後に報告会を開催し、自治振興区間で交流会や意見交換を行う予定です。

●問い合わせ

- 自治振興課自治振興係
☎0824-73-1209
- 西城支所地域振興課
☎0824-82-2121
- 東城支所地域振興課
☎08477-2-5211
- 〇和支所地域振興課
☎0824-87-2111
- 高野支所地域振興課
☎0824-86-2111
- 比和支所地域振興課
☎0824-85-2111
- 総領支所地域振興課
☎0824-88-3060

みんなでつくる 交通事故のない安全なまち



4月6日(木)から15日(土)の間、春の全国交通安全運動が実施されます。一人ひとりが安全を意識して、未然に交通事故を防ぎ、安全な毎日を送りましょう。

春の全国交通安全運動の3つの重点

①子どもと高齢者の交通事故防止

新入学園児・学童に、交通安全指導などを通じて正しい交通ルールを教えましょう。運転者は高齢者の安全について配慮し、高齢者は車が気づいてくれると思わず安全確認をしっかりとしましょう。

②自転車の安全利用の推進

昨年、県内で自転車を利用中に亡くなった方は27人で、前年比で8人増加しています。主な事故原因が安全不確認などであることから、自転車に乗る際にはルールとマナーを守りましょう。

③シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
県内のシートベルトの着用率は92.6%、チャイルド

シートは57.1%です。シートベルトやチャイルドシートは、事故から身を守る命綱になります。車に乗るときは、運転手や助手席はもちろんのこと、後部座席でもシートベルトを着用しましょう。また、6歳未満の子どもにはチャイルドシートを着用させましょう。

平成18年 広島県交通安全年間スローガン

思いやる 心ひとつで 事故はゼロ

子どもたちの安全を守ろう

この時期は、新入生・新入園生が慣れない道を通うことが多く、登下校時などの交通事故が心配されます。悲惨な交通事故を減らすために、次のようなことを心がけ、交通事故防止に努めましょう。



しっかりと締めましょう

●チャイルドシートの活用

子どもの交通事故のうち、ほぼ半分は乗車中に起こっています。車に乗せるときは特に安全運転に心がけ、チャイルドシートやジュニアシートを活用しましょう。

●家庭での交通安全指導

子どもと一緒に通学路を歩き、横断や安全確認の仕方、気をつける場所などを確認し、道路では遊ばせないようにしましょう。

また、家を出るときは「車に気をつけて」とひと声かけてあげましょう。

●安全な服装

雨や雪の日には、普段より安全で歩きやすい服装を心がけましょう。帰りが夕方など遅くなるときは、反射材用品を着用させましょう。

市民生活課生活安全係

☎0824-73-1154

●急な飛び出しに気をつける

小学校や幼稚園、公園などの付近では、子どもがいつ飛び出してくるかわかりません。周囲の状況を把握し、スピードを落とし一時停止や徐行するなど、普段以上に安全運転に心がけましょう。

保険証の切り替えは お済みですか



4月は、就職や退職などに伴う異動の多い月です。職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除いて、庄原市に住んでいる人は全て、庄原市の国民健康保険に加入しなければなりません。

表のような異動があった場合は、市役所への届出が必要です。手続きは、忘れず早めに済ませてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき	● 転出証明書 ※既にある世帯に転入される方で、その世帯に国保加入者がおられる場合はその保険証
	社会保険など職場の健康保険の加入者でなくなったとき	● 職場の健康保険の資格喪失証明書 ● 厚生年金(共済年金)などを受給している場合は、年金証書 ● 既に世帯で国保加入者がいる場合は、その保険証
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	● 国民健康保険証
	社会保険など職場の健康保険に加入者したとき	● 国民健康保険証 ● 新たに加入した社会保険などの保険証の原本(コピーは不可)
その他	住所・名前・世帯主が変わったとき。世帯を一緒にしたり分けるとき	● 国民健康保険証
	国民健康保険証をなくしたとき	● 本人確認できるもの(運転免許証など)
	住所を庄原市においたまま、短期就労などで住所地を離れ、もう一枚保険証が必要なとき	● 国民健康保険証
	修学のため、庄原市を離れ(住民票を移す)、もう一枚保険証が必要なとき	● 国民健康保険証 ● 在学証明書

※全ての手続きには印鑑が必要ですので持参してください。
※社会保険等加入後に国民健康保険証で受診された場合には、医療費のうち市が負担した部分を全額返納していただくこととなります。

■問い合わせ

保健医療課 国保年金係

☎ 0824-73-1158

☎ 0824-82-2124

☎ 08477-2-5126

☎ 0824-87-2112

☎ 0824-86-2115

☎ 0824-85-3001

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

☎ 0824-88-3063

応援します！ あなたの子育て

児童福祉課子育て支援係 ☎0824-73-0051

育児を応援

ファミリーサポート事業

ファミリーサポート事業は、育児を応援してほしい人(依頼会員)と応援したい人(提供会員)が会員になり、相互に関わりあって安心して子育てをするための相互援助活動です。

こんなサポートがあります

- 必要に応じて一時子どもを預かります。
- 保育施設への送迎及び保育開始前や終了後子どもを預かります。
- 学校の放課後子どもを預かります。
- 学校・保育施設の休み中(春休み・夏休み・冬休み)に子どもを預かります。
- 軽い病気・病後の回復期で保育施設等への通所が困難な子どもの一時預かりをします。
- 保護者の入院や出張等、緊急時に子どもの一時預かりおよび宿泊支援を行います。

- ファミリーサポート事業を利用するには、まず会員登録が必要です。入会金、年会費は一切不要ですので、まずは気軽にお問い合わせください。
- 会員には次の3種類があり、庄原市に住所を有する方ならどなたでも登録できます。
- 依頼会員：0歳から小学2年生までの子どもを持つ保護者で、支援を受けたい方。
- 提供会員：子育てを支援したい方。
- 両方会員：依頼・提供ともに希望される方。
- 兄弟姉妹で同じ提供会員さんに預かってもらった場合は、2人目から半額になります。

利用できる支援内容は次の3通りです。

支援内容	利用時間	利用料金	対象年齢
【通常支援】 月～金	7時30分～20時	1時間あたり…600円	0歳～ 小学2年生
【通常支援】 土・日、祝日、年末年始	7時30分～20時	1時間あたり…700円	
【宿泊支援】	20時～7時30分	1泊……………3,000円	
【集合支援】 土・日、祝日 ※希望者6人以上で実施	8時～18時	1日……………2,400円 5時間以内…1,200円	3歳～ 小学2年生

必要料金の1/3を市が支援します。

「みんなおいでよ 土曜日広場」が スタート

市では、子育て家庭や地域の皆さんが気軽に集い、交流できる施設として、庄原駅舎

内に「庄原ひだまり広場」を開設しています。

現在は、平日(月曜日～金曜日)の午前9時～午後4時まで常時開設していますが、新年度からは、新たに第2土曜日の午前中も開設し、仕事や家庭の事情などで平日に利用できなかった子育て家庭の皆さんにもご利用いただきたいと考えています。

■開設日時

毎月第2土曜日
10時～11時30分

(5月より実施)



ひだまり広場で気軽に楽しく交流しませんか

問い合わせ

児童福祉課子育て支援係 ☎0824-73-0051
西城子育て支援センター ☎0824-82-3003
東城支所保健福祉課 ☎08477-2-5131
口和子育て支援センター ☎0824-89-7070

高野支所保健福祉課 ☎0824-86-2114
比和子育て支援センター ☎0824-85-2608
総領支所市民生活課 ☎0824-88-3110

安心＆安全な 毎日のために

家庭でできる 地震対策

地震は突然やってきます。日本では、いつ、どこで地震が発生しても不思議ではありません。事前にできる「いざという時の準備」は、被害を最小限に抑えます。家庭では、万が一の事態に備えて、まず何をしなければならいいのか、またどんな物を備えておくべきなのか話し合い、準備を整えておきましょう。

★地震が起これたら…

①身の安全が最優先。急いで机やテーブルの下に身を隠しましょう。

②揺れが大きいと、ドアや窓が変形して開かなくなり、室内に閉じ込められることが

あります。揺れの合間をみて、ドアや窓を開けて逃げ口を確保しましょう。

③目の前で火を使っていた時に地震があった場合、揺れが小さいときは、すぐに消すようにしましょう。ただし、身を守ることが最優先です。そのため、揺れが激しい場合は取まってから火の始末をしてください。

④非常持出袋には、携帯ラジカ、懐中電灯、衣服、応急医薬品、非常食、予備電池、毛布、タオルなどを入れ、すぐに持ち出せるよう、玄関など目立つところに置きましょう。



山火事注意！

これからの時季は、空気が乾燥し風の強い日が多く、火災の発生しやすくなります。自分たちの生活や豊かな自然を火災から守るため、たばこの投げ捨てや屋外での火の取り扱いに十分注意するなど、一人ひとりが気をつけましょう。

※廃棄物処理法により、一部の例外を除き野外焼却は禁止されています。

- 庄原消防署
☎0824-7219911
- 庄原消防署西城出張所
☎0824-8212193
- 庄原消防署高野出張所
☎0824-8612955
- 三次消防署口和出張所
☎0824-8712455
- 三次消防署甲奴出張所
☎0824-6712282
- 東城消防署
☎084771214005

お気軽に相談を 生活安全相談員

市では、生活の安全・安定の向上を図るため、生活安全に関する相談や市民の安全活動に対して専門的な指導や助言をする生活安全相談員を設置しました。

4月1日から相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

●相談員の業務

- ・市民からの生活安全に関する相談や要望への対応
- ・地域の団体等への生活安全に関する指導や助言
- ・現場での防犯予防や事故防止のための啓発

●相談日

毎週月～金曜日
9時～16時(12時～13時は除く)

※祝日、12月29日から1月3日まで休みです。

●相談場所

市民生活課生活安全係
☎0824-7311154



生活安全相談員

松田 史朗さん

生活安全相談員として、4月から相談を受けています。毎日のくらしの中で気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



ぐるり庄原 カメラ レポート



バイオマスの魅力にふれる

中国5県バイオマスエネルギーフォーラム

3月4日(土)・5日(日)の2日間、市内で中国地方知事会共同事業「中国5県バイオマスエネルギーフォーラム」が開催され、約500人の参加がありました。

フォーラムでは、バイオマスエネルギー活用についての講演や中国5県の代表によるパネルディスカッションが行われ、人と環境にやさしいライフスタイルの提案や、バイオマスエネルギーによるまちづくりの魅力について熱く語られました。また、バイオマスエネルギーの活動事例を紹介したパネル展、ペレットストーブや自然エネルギー機器展、木炭自動車の試乗会もあり、参加者は見て、体験してバイオマスへの理解を深めていました。

なお、市内でさまざまな取り組みを進めているNPO法人森のバイオマス研究会は、これまでの取り組みが評価され、平成17年度バイオマス利用優良表彰の農村振興局長賞を受賞されました。



多くの人が集まった講演



万々に備えて訓練

赤十字奉仕団がボランティア訓練



袋に入れた米を鍋で炊く団員の皆さん

3月11日(土)、西本町のプレイランドで、庄原市赤十字奉仕団の災害救援ボランティア訓練が実施されました。

庄原市赤十字奉仕団は、赤十字の理念である人道・博愛の精神のもと、災害時のボランティア活動をはじめとした各種奉仕事業を行うもので、当日は約100人の団員が参加し、移動炊飯用の鍋を利用した炊き出しやけが人の搬送などの訓練に取り組みました。さらには、電気ショックにより停止した心臓を動かすための除細動機器の使い方など実践的な内容もあり、委員長の寺岡隆行さんは「万々に備えて技術を学ぶため、全員で訓練をしていきたい」と話されました。



マンパワーで産地を守る

高野のりんご園で雪害ボランティア

今冬の記録的な豪雪により、推定約1億円の被害がでた高野のりんご園で、市や県の職員・農業委員など、のべ150人以上が、3月下旬から4月上旬の土日・祝日でボランティア作業を行いました。

「県内一のりんご産地の復旧に取り組みよう」の呼びかけに集まったボランティアは、小雨や小雪の中で、折れた木を切ったり、剪定した枝を集めたりしました。

りんご園では、昨年12月の重たい雪の影響で、りんごの幹が裂けたり、木が折れたりする被害が相次いだことや、残雪により剪定作業が大幅に遅れていました。りんご農家の皆さんは「ボランティアのおかげで作業の遅れを取り戻せる。自然災害に負けず、おいしいりんごを作っていきたい」と喜びを話されました。



精一杯作業に取り組みました



さまざまな角度から自然を撮影

第17回中国山地豊かな自然写真コンテスト



市長賞受賞作品「朝光」
西本等さん(広島市)

市立比和自然科学博物館が主催する「中国山地豊かな自然写真コンテスト」が、今年も開催され、多くの作品が寄せられました。今年で17回目を迎えたこのコンテストは、自然や生き物、風物詩などをテーマに、毎回作品を募集しています。

今年は、県内外から88人、合計192点の作品の応募があり、審査の結果、市長賞1点、特選3点を含む50点が入賞作品として選ばれました。

応募作品は、4月7日(金)から約1カ月間、比和郷土文化保存伝習施設(比和文化会館内)で公開されます。



特選作品「水辺の晩秋」
猫田薫さん(庄原市)



春の風物詩とイベントを満喫

節分草祭



芝生で食事しながら春を満喫

3月19日(日)、1カ月にわたり開催してきた節分草公開の締めくくりとして、節分草祭を開催しました。

当日は、少し肌寒いものの春の日差しも感じられ、訪れた人たちは、山野草寄せ植え教室や俳句会などのイベントに参加。また、地域の人たちが出店したイベント会場などで温かい食べ物を味わったり、河川公園の芝生で春を満喫しながら食事をするなど、大人から子どもまでみんなで楽しむ姿が多く見られました。

今では総領地域の春の風物詩となった節分草の公開は、実行委員会、ボランティアガイド、NPO法人節分草保存会など、多くの人が関わりさまざまに活躍することで今年も無事終了しました。



各種イベントは多くの人ににぎわいました



大人から子どもまで水を楽しむ一日

第6回水夢フェスティバル



スタートの合図とともに一斉に飛び込む

小雪の舞う3月19日(日)、西城温水プール「水夢」で第6回水夢カーニバルが開催され、市内外からおよそ130人が参加しました。

集まったのは幼児から60歳台までの皆さんで、自由形や平泳ぎ、個人メドレーやリレーなど24種目の競技に分かれ、それぞれ自分の限界にチャレンジ。保護者をはじめ多くの観客は、プールサイドから「頑張れ」、「あと少し」などの声援を選手たちに送っていました。また、競技の合間には「アクアエクササイズ」も開催され、参加者も楽しく水中で体を動かしました。



リズムに乗ってアクアエクササイズ



新たな生活交通

東城地域生活交通バスが運行開始



皆様のご利用をお待ちしています

東城地域では、3月2日から、路線バスが運行していない地域と東城市街地を結ぶ「地域生活バス」と、東城市街地を循環し病院や観光施設などを結ぶ「市街地循環バス」が運行を開始しています。

地域生活バスは全11路線で、月曜から金曜のうちで週2日・1日2往復(宮原線は毎日)運行しています。運賃は、乗車距離によって100円から400円です。

また市街地循環バスは、こぶしの里を発着点として1日6便運行し、運賃は1乗車100円です。買い物や通院などにぜひご利用ください。詳しくは、東城支所市民課(08477-2-5126)までお問い合わせください。



運行開始式でのテープカット
(3月1日(水) 東城支所)



明るく元気に英語を楽しもう

口和ジュニア英会話教室

学校教育での英語活動に加え、子どもたちにさらに英語に慣れ親しんでもらおうと、口和地域ではジュニア英会話教室が実施されています。この教室は、12月からスタートし、毎月第3土曜日に開催。受講しているのは、小学1年生から5年生の22人で、講師にはアーロンスミスさんを招き、あいさつから音楽、ゲームなどを中心に遊びの中で英語に慣れ親しんでいます。

3月18日(土)の開催には20人が参加。アーロンさんと一緒に、カード取りゲームやコインを使ったの買い物ゲームなどで、声を出しながら元気に英語を楽しむ子どもたちの姿が見られました。



カードゲームを楽しみながら英語を学ぶ子どもたち



**身体障害者
定期相談(判定)会**
〔肢体〕 4月20日(木)
受け付けは13時～14時
ところ 備北地域事務所第3庁舎2階
※1週間前までに社会福祉課生活福祉係(☎0824-73-1166)へ相談・予約してください。

人権相談(特設)
各地域で人権擁護委員が相談に応じます。
●庄原地域
とき 4月25日(火)、5月9日(火)、23日(火)
13時30分～16時30分
ところ ふれあいセンター
●西城地域
とき 5月11日(木)
13時30分～16時30分
ところ 西城公民館
●東城地域
とき 5月11日(木)

13時30分～16時30分
ところ 東城町老人福祉センター
●高野地域
とき 4月10日(月)
10時～15時
ところ 高野支所
●比和地域
とき 5月18日(木)
13時30分～16時30分
ところ 比和文化会館
●総領地域
とき 4月10日(月)
5月10日(水)
9時～12時
ところ 総領健康福祉センター
問い合わせ
庄原人権擁護委員協議会
☎0824-72-0311

社会保険 一日相談
年金を中心とした社会保険全般の相談を受けます。
●庄原地域
とき 4月11日(火)、5月9日(火)
10時～12時・13時～15時
ところ 西本町 長岡本社ビル3階
●東城地域
とき 4月19日(水)、5月17日(水)

**石綿健康被害者の
ご遺族の皆さんへ**

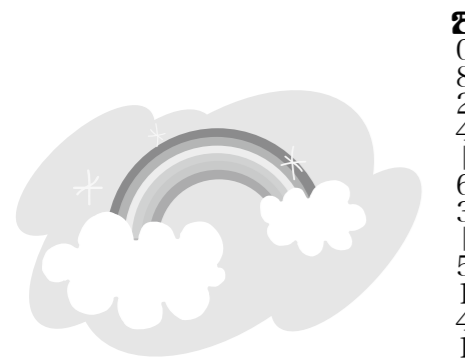
「石綿による健康被害の救済に関する法律」が3月27日から施行され、時効で災害補償を受けられなかったご遺族の救済手続きが始まりました。
対象となるのは、平成18年3月26日以前に時効となられた方です。

10時～12時・13時～15時
ところ JA庄原東城支店
問い合わせ
三次社会保険事務所
☎0824-62-3107

心の健康相談

ストレス・対人関係の悩み、不眠やイライラ、思春期などの心の悩みや問題について相談を受けます。
とき 4月18日(火)、5月16日(火)
受付時間 13時30分～14時30分
ところ 備北地域保健所
※予約が必要です。

問い合わせ
備北地域保健所
☎0824-63-5181
(内線3341～3343)



無料法律相談室
とき 5月9日(火)
10時～15時
ところ 三次市文化会館
相談事項 民事(不動産登記、金銭、交通事故、損害賠償、その他)、家事(相続・遺産分割、夫婦・親子関係、遺言、その他)
問い合わせ 広島地方裁判所三次支部庶務課
☎0824-63-5141

**特別遺族給付金を請求し、
労災認定がされた場合は、請求した翌月分から支給対象となりますので、お近くの労働基準監督署で早めに手続きをしてください。**

問い合わせ
広島労働局労働基準部労災補償課
☎082-221-9245

●軽自動車
●身体や精神に障害があり、歩行が困難な人が所有する軽自動車
●身体や精神に障害がある人

次に該当する場合は、平成18年度固定資産税および軽自動車税の減免を受けることができます。該当する方は、納期限の7日前までに税務課または各支所市民課へ減免申請書を提出してください。
《固定資産税》
●公私の扶助(※1)を受けている人が所有する固定資産
●公益のため直接専用する固定資産(有料の場合を除く)
●災害などにより著しく価値が減少した固定資産など
《軽自動車税》
●公私の扶助を受けている人が所有する軽自動車
●公益のため直接専用する軽自動車

**固定資産税・
軽自動車税の減免**



犬・猫の引き取り

4・5月の犬・猫の引き取りは、次の日程で実施します。なお、手続きには認印が必要ですので、持参してください。

	日 程	場所および時間
庄原地域	毎月第1～第4火曜日 4月11日・18日・25日 5月2日・9日・16日・23日	東公民館……………11時～11時10分 市役所車庫前…11時25分～11時35分 敷信公民館……………11時50分～12時
	毎月第1・第3木曜日 4月6日・20日 5月18日	西城支所……………9時～9時10分
	毎月第1・第3木曜日 4月6日・20日 5月18日	小奴可研修センター…9時40分～9時50分 東城文化会館…10時20分～10時30分
□和地域	毎月第4木曜日 4月27日・5月25日	□和支所……………11時40分～11時50分
高野地域	毎月第4木曜日 4月27日・5月25日	高野支所……………13時20分～13時30分
比和地域	毎月第4木曜日 4月27日・5月25日	比和支所……………13時50分～14時
総領地域	毎月第2水曜日 4月12日・5月10日	総領支所……………9時40分～9時50分

休日診療のご案内

4・5月の休日診療については、次のとおりです。

●庄原地域

	診療所名	電話番号
4月9日(日)	戸谷 医院	0824-72-3131
16日(日)	牧原 医院	0824-72-0057
23日(日)	笠間 医院	0824-72-0535
29日(土)	田淵 医院	0824-72-3900
30日(日)	藤野 医院	0824-72-4646
5月3日(水)	毛利 医院	0824-72-2863
4日(木)	備北ななつか病院	0824-75-2070
5日(金)	児玉(納) 医院	0824-72-0147
7日(日)	庄原赤十字病院	0824-72-3111

※庄原赤十字病院については、救急患者に限ります。

●東城地域

	診療所名	電話番号
4月9日(日)	東城 病院	08477-2-2150
16日(日)	瀬尾 病院	08477-2-0023
23日(日)	こぶしの里病院	08477-2-5255
29日(土)	細川 医院	08477-2-0054
30日(日)	東城 病院	08477-2-2150
5月3日(水)	瀬尾 病院	08477-2-0023
4日(木)	こぶしの里病院	08477-2-5255
5日(金)	日伝 医院	08477-2-2180
7日(日)	三上クリニック	08477-2-1151

献血のご案内

4月・5月の献血は、次のとおり実施します。皆さんのご協力をお願いします。

実施日	会 場	受付時間
4月27日(木)	県立広島大学 庄原キャンパス	11時30分～15時
5月25日(木)	県立農業技術大学校	10時～11時30分
	土井木工(株)庄原工場	13時30分～15時

■問い合わせ 保健医療課医療係 ☎0824-73-1155

5月の九日市
庄原地域の市街地で、毎月9日に開催される市です。
とき 5月9日(火) 10時～
ところ 中本町筋・下本町・中央通り
ぜひお越しください。

食彩館しょうばら
ゆめさくら
☎0824-75-4411
【4月のイベント情報】
●庄原公民館カメラ教室作品展
期間 4月7日(金)～17日(月)
●ゆめさくら発 花めぐりの旅
とき 4月16日(日) 9時30分～16時
参加費 2,000円 定員 20人
●ゆめさくら手づくり講座「日本ピラミッドで春を味わおう」
とき 4月30日(日) 9時30分～16時
参加費 1,500円 定員 20人
集合:食彩館しょうばら ゆめさくら
●ゆめさくら 春まつり
期間 4月26日(水)～5月5日(金)
※期間中は休まず営業します。

所有し運転する軽自動車
●身体や精神に障害がある人(単身で生活する人)を常時介護する人が運転する軽自動車で、市長が必要と認められるもの(※2)など

※1:生活保護法に規定する扶助や、社会事業団、親類や近隣などの扶助。

※2:1台に限られます。なお、県の自動車税の減免を受けられている場合は、軽自動車税の減免は受けられません。●第1期納期限は5月31日(水)です。申請は納期限の7日前までお願いいたします。

問い合わせ

- 税務課資産課 0824-73-1144
- 西城支所市民課 0824-82-2124
- 東城支所市民課 08477-2-5121
- 口和支所市民課 0824-87-2112
- 高野支所市民課 0824-86-2115
- 比和支所市民課 0824-85-3001
- 総領支所市民課 0824-88-3063



第14回 わくわく釣り大会
とき 5月5日(金) 7時～
ところ ほたる見公園(口和町)
参加費 大人:2,000円
中学生:1,500円
小学生:1,000円
※小学生未満は無料
その他 釣具・えさ等は各自持参してください。

問い合わせ

口和支所地域振興課 0824-87-2111



庄原さくらスポーツクラブ会員

4月からスタートした「庄原さくらスポーツクラブ」の会員を募集中です。スポーツを通じて、健康づくり・仲間づくりをしてみませんか。

■種目

- バドミントン
- ミニテニス
- ソフトバレーボール
- ラージ卓球
- 太極拳
- ソフトテニス
- キッズ体操
- シェイプアップエクササイズ
- パワーヨガ
- エアロビクス
- ミックスエンジョイ
- 年会費 中学生以下:2,000円
高校・一般:3,000円
- その他 各希望種目の教室会費が必要となります。

モーモーター物産館1周年記念行事

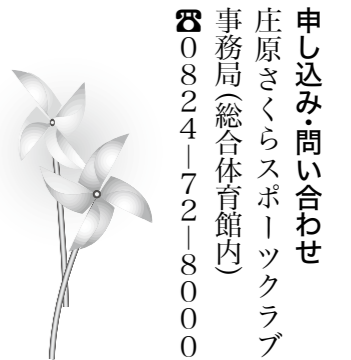
とき 4月23日(日) 10時～
ところ モーモーター物産館(口和町)
内容 そば打ち、苔玉づくり、焼肉コーナー
問い合わせ モーモーター物産館 0824-87-2244

3B体操体験講習会

音楽に合わせて楽しく軽やかな健康体操。心と身体を動かす3B体操を体験してみませんか。
とき 4月15日(土) 14時～
ところ 総合体育館
参加費 無料
問い合わせ 庄原市総合体育館 0824-72-8000

しあわせ館まつり

展示即売やバザーなど、楽しさと元気がいっぱいのもつりです。
とき 4月23日(日) 9時30分～
ところ しあわせ館(西城町)
問い合わせ しあわせ館 0824-82-2202



庄原市合併1周年記念

「ふるさと自慢った自慢」公開録音
NHK広島放送局と庄原市が主催する公開録音です。ゲストや申し込み方法、放送日など詳しくは5月号でお知らせする予定です。
とき 6月23日(金) 開場:17時
開演:17時40分
ところ 市民会館
問い合わせ NHK広島放送局 082-504-5218
総務課行政係 0824-73-1123

第10回中国マスターズクロスカントリー大会

雪解けの道後山、春を感じながら中高年ランナーたちが走ります。
とき 4月23日(日) 8時30分～
ところ 道後山高原クロコパーク(西城町)
問い合わせ 西城支所地域振興課 0824-82-2121

春の山菜を味わう会

四季の森林に春の味覚を探しにいきませんか。
とき 4月23日(日) ところ 四季の森林とうじょう
*参加費が必要です。詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ 東城支所地域振興課 08477-2-5211

帝釈峡 湖水開き

とき 4月29日(土) ところ 帝釈峡神龍湖
内容 安全祈願祭、アトラクション(神龍太鼓、やまびこ太鼓)
※4月29日(土)～5月7日(日)

生活道・農林施設の整備に助成します

今年度も、生活道や農林施設の整備に対する助成を行います。事業実施を希望される方は、5月末日までに建設課または各支所担当課にご相談ください。

【生活道整備に対する補助】

生活道の改良・舗装事業に對して補助金を交付します。

●採択基準

1戸以上が日常生活で通行道路として利用している国道・県道・市道以外の道路で、幅員が1.8m以上(人口集中地区については、0.9m以上)、かつ延長が1路線10m以上の道路

●補助金の額

事業に要する費用と、毎年度市が定める標準設計による工事費用を比較し、いずれか低い額に50%を乗じて得た額を限度として交付します。なお、補助金の最高限度額は、1個所につき1会計年度45万円とします。

■問い合わせ

- 建設課管理係 0824-73-1150
- 西城支所環境建設課 0824-82-2182
- 東城支所建設課 08477-2-5141
- 口和支所環境建設課 0824-87-2113
- 高野支所環境建設課 0824-86-2113
- 比和支所環境建設課 0824-85-3003
- 総領支所環境建設課 0824-88-3065

【農林施設整備に対する補助】

地元受益者が実施する農林業基盤整備事業に對して補助金を交付します。

「ふれあい市長室」の日程

■とき 4月8日(土)・5月13日(土) 9時～12時

■ところ 4月:総領支所 5月:本庁

※公務により実施できない場合もあります。
※道路の改良・維持・修繕などの要望・陳情は、事業担当課へお願いします。

■問い合わせ 情報推進課広報統計係 0824-73-1159

自衛隊幹部候補生を募集

次の内容で、自衛隊幹部候補生を募集します。詳しくはお問い合わせください。

種目	応募資格	受付期間	試験期日
一般・技術	20歳以上26歳未満(22歳未満の人は大卒(見込みを含む)) 大学院修士学位取得者(海上技術幹部候補生志願者は、理工学修士学位取得者に限る)は28歳未満	4月1日(土)～5月12日(金)	1次:5月20日(土)・21日(日) ※21日は飛行要員のみ 2次:6月20日(火)～22日(木)の間の指定する1日 3次:7月20日(木)～8月3日(木) ※飛行要員のみ。ただし、海は7月31日(月)まで。
歯科・薬剤	専門の大卒(見込み含む) 20歳以上30歳未満の人(薬剤は26歳未満の人(薬学修士学位取得者は、28歳未満))		1次:5月20日(土) 2次:6月20日(火)～22日(木)の間の指定する1日

■問い合わせ 自衛隊広島地方連絡部三次募集事務所 0824-62-0350
総務課行政係 0824-73-1123

にもさまざまなイベントを予定しています。
問い合わせ
 東城支所地域振興課
 ☎08477-215211

春の企画展
石器時代の中国山地
 『旧石器・縄文時代の庄原』
 『庄原市東城町・西城町の山野草・名越稔写真展』
帝釈峡雄橋コンサート
 自然美を感じながら、三味線演奏者である川本高虎さんの生演奏をお楽しみください。
 とき 5月6日(土)
 13時30分～14時30分
 帝釈峡「雄橋」(東城町)
問い合わせ
 東城支所地域振興課
 ☎08477-215211

にもさまざまなイベントを予定しています。
問い合わせ
 東城支所地域振興課
 ☎08477-215211

権限移譲による変更
 県からの権限移譲により、4月から以下の事項が変更となりました。
●農地転用等の許可
 農地転用の許可(4ha以下)等が市の農業委員会で行うことになったことを受け、申請書の受付締切日を、毎月15日(変更前は5日)に変更します。これにより、申請受付から許可までの期間が短くなります。
●農地等の証明に手数料が必要となりました。
 農業委員会の行う証明に手数料が必要となりました。主なものは、耕作証明、許可証明、非農地証明などで、1件当たり300円です。
問い合わせ
 農業委員会事務局農地係
 ☎0824-731133

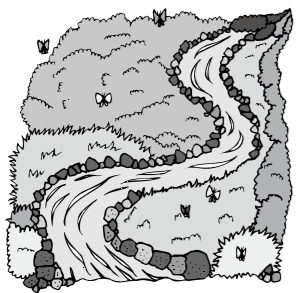


市道の草刈りに対する交付金制度
 市道などの美化活動については、多くの皆さんにご協力いただきありがとうございます。
 市では、市道の草刈りを地域ぐるみで実施された地域団体に対して、片側延長1mにつき7円の交付金を交付する制度を設けています。
 この制度を利用される場合は、受付期間内に、建設課(支所管内は各支所建設課、環境建設課)へ申請してください。申請用紙は、各担当課に準備してあります。
受付期間 4月24日(月)～5月31日(水)
問い合わせ
 建設課管理係
 ☎0824-731150
 西城支所環境建設課
 ☎0824-822182
 東城支所建設課
 ☎08477-215141
 口和支所環境建設課
 ☎0824-872113
 高野支所環境建設課
 ☎0824-862113
 比和支所環境建設課
 ☎0824-853003
 総領支所環境建設課
 ☎0824-883065

**緑の募金に協力を
 あなたの善意が
 「みどり」を守ります**

広島県みどり推進機構庄原支部では、今年も緑の募金活動を4月から5月にかけて行います。
 この募金は『緑の募金による森林整備等の推進に関する法律』に基づき実施するもので、身近な緑の環境づくりの推進や、募金活動を通して市民の皆さんへ「みどり」の重要性を理解していただくことを目的としています。
 募金活動は、市内の学校・保育所・公民館や企業・関係団体へ募金を依頼するとともに、市内の公共機関等へ募金箱を設置することにより協力をお願いしています。
 ご協力をいただいた募金は、地域で行う植樹活動や、学校・保育所等の緑化事業への助成金として活用されます。昨年もお協力いただいた募金を活用し、地域・学校・保育所で取り組まれた植樹をはじめとする緑化活動に対し助成を行いました。

今年も、募金を活用し、緑化活動への助成を予定していますので、助成を希望される団体がありましたら、ご相談ください。
 「みどり」は心やすらぎをもたらす、また、快適な生活に必要な木材や林産物を供給してくれます。さらには、地球温暖化防止という重大な役割も担っています。この大切な「みどり」のために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ
 広島県みどり推進機構庄原支部事務局(農林振興課振興係)
 ☎0824-731132



備北丘陵公園
だより
 備北公園管理センター
 ☎0824-72-7000

見てふれて遊ぶ 春まつり
 陽気に誘われ、いろんな場所に出かけてみたくなる春。丘陵公園にも、花いっぱい、イベントいっぱい、春がやってきました。

春を代表するイベント「春まつり」の期間中、花の広場は色とりどりの花に包まれます。4月中旬の菜の花から始まり、中・下旬にはチューリップとピオラ、さらにゴールデンウィークにはアイランドポピーが満開を迎え、いろいろな花の表情

を見る事ができます。
 また今年、菜の花畑に可愛い木の動物たちがお目見え。見るだけでなく、乗って楽しめるシーソーや馬車などもあり、見て、遊んで楽しむことができます。
 期間中のイベントも満載ですので、家族や友だちみんなで公園を訪れてみてください！

開催期間
 4月8日(土)～5月7日(日)
 無料入園日 4月23日(日)・29日(土)、5月5日(金)
 ※5月5日は小・中学生のみ無料

★期間中の主なイベント
 ●「たたら鉄づくり体験」
 古代の製鉄技術「たたら」を体験してみませんか。
 とき 4月22日(土)・23日(日)
 参加費 無料
 ●「春の寄せ植え教室」
 とき 4月29日(土)・30日(日)、5月3日(水)～5日(金)
 参加費 400円
 ●「香りの工房」
 本格的なポプリづくりを楽しむ、香りをおみやげに持ち帰りませんか。
 とき 5月3日(水)～5日(金)
 参加費 300円

花の広場いっぱいのチューリップ

 木で作られたかわいい動物たち


市民ギャラリー「アート多愛夢」情報BOX
 市街地の空き店舗を活用した、各種展示ができる市民ギャラリーです。

5月の展示案内
 ●全日本写真展2005入賞作品展
 9日(火)～12日(金)
 10時～17時 ※入場無料
 ●問い合わせ
 庄原市文化協会事務局 TEL0824-72-4347(白川)
 教育委員会生涯学習課 TEL0824-73-1188
 商工観光課商工振興係 TEL0824-73-1179
 ※展示を希望される団体(または個人)はお申し込みください。使用料はいりません。

市税 水道料金 下水道使用料
納付は 便利な口座振替で
手続きは各金融機関の窓口でお願いします。

※残高確認も忘れないでください。
 ◎ 税務課収納係 ☎0824-73-1145
 ◎ 下水道課管理係 ☎0824-73-1175
 ◎ 水道課業務係 ☎0824-73-1197

■発行/平成18年4月5日
 ■編集・発行/庄原市情報推進課
 〒727-8501
 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
 ☎0824-73-1159
 ■印刷/平和印刷㈱

再生紙使用 PRINTED WITH SOY INK
 この広報誌は、環境にやさしい植物性大豆インキで印刷しています。

広報日記
 新たな第一歩を踏み出すときには、困難や不安が少なからずつきまといまわります。しかし、県立広島大学の卒業式でみた卒業生の表情は、希望と自信に満ちあふれ、それらを軽く越えていくのではないかと感じさせられました。
 新生活がスタートするこの季節。日々の暮らしに追われ、ともすれば「何かを変えよう」と「何かを挑戦すること」を避けていた自分に「いき、一歩踏み出してみよう」と思えた春の一日でした。

人の動き (2月末日現在)
[住民基本台帳登録人口]
 ○人口 43,717人
 男 20,724人
 女 22,993人
 ○世帯数 16,248世帯
[外国人登録人口]
 ○人口 309人

発見! しょうばら

今月から新たにスタートしたこのシリーズ。市民の皆さんに、市内での観光や交流を楽しんでもらうため、さまざまな観光資源やイベント、観光にまつわる元気な人などをクローズアップしていきます。

商工観光課観光交流係 ☎0824-73-1178

【春を彩る桜たち】 市内各地域では、さまざまな桜を見ることができます。開花時期も異なることから、さまざまな桜の表情を楽しんでみてはいかがでしょうか。
★本庁・各支所、道の駅、主要観光施設に、市民活動活性化ワークショップの一つ観光ワークショップの皆さんが作成した「さくら巡りMAP」を置いてあります。ぜひご覧ください。

■主なさくら名所・スポット



■上野公園の桜(庄原地域)

日本桜名所百選の地で、ボンボりに照らし出された夜桜は西日本随一と賞賛されています。例年4月10日前後が見ごろです。4月1日から30日まで桜まつりが開催され、ボンボリが点灯されます(点灯時間 18時～22時)。

問い合わせ

庄原観光協会 ☎0824-73-0602



■千鳥別尺のヤマザクラ(東城地域)

ヤマザクラでは県内1位の巨樹であり、県の天然記念物に指定。例年4月20日前後が見ごろです。

問い合わせ

東城支所地域振興課 ☎08477-2-5211

■円正寺のシダレザクラ(高野地域)

シダレザクラとしては県内有数の巨樹であり、県の天然記念物に指定。隣の金秀寺のシダレザクラも見事です。例年4月20日前後が見ごろです。

問い合わせ

高野支所地域振興課
☎0824-86-2111



■下領家のエドヒガン(総領地域)

エドヒガンとしては全国的にみても有数の巨樹であり、県の天然記念物に指定。例年4月15日前後が見ごろです。

問い合わせ

総領支所地域振興課
☎0824-88-3060



■蓮照寺のシダレザクラ(西城地域)

樹齢約150年のシダレザクラで、長くしだれた枝に繊細な花が印象的。例年4月10日前後が見ごろです。

問い合わせ

西城町観光協会 ☎0824-82-2727